

北九州地区労連ニュース

2023年8月号 No. 202

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp TEL 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめないで電話して下さい

秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン

TEL093-921-0747

メール k_roren@ybb.ne.jp

原水爆禁止国民平和入行進 2023

【平和への願いを込めて】

7月16日から18日にかけて北九州地区労連は、平和行進を行いました。

広島と長崎に人類史上はじめて原子爆弾が投下され一瞬で二つの都市が壊滅し、21万人の命を奪われて78年に歳月が流れました。

生き残った被爆者の方は、原爆症で苦しみながら「悪魔の兵器の核兵器をなくしてほしい」と国連や日本各地でも「核兵器廃絶」を訴え続けています。

【世界の流れは、平和】

ロシアのウクライナ侵略と核威嚇、「抑止力」を口実とした西側諸国の核の「近代化」・大軍拡が続いています。

今年2月23日国連総会は、141カ国の賛成で新たな決議を採択し、「ロシア軍のウクライナからの即時撤退とともに国連憲章に従ったウクライナの包括的、公正かつ永続的な平和」のための外交努力の倍加を求めるものです。

ロシアのベラルーシへの核配備について国連安保理が開催した緊急会合では、ロシアの行為は、核戦争の危険を高めると批判されました。

【広がる核兵器禁止条約】

昨年6月に開催された核兵器禁止条約の第一回締約国議から1年で署名国92、批准国68と広がってきています。

人類の平和と安全のために核廃絶は唯一の道です。

今年7月には、2026年NPT再検討会議に向けた新たな準備プロセスがウイーンで始まります。核兵器禁止条約に背を向ける日本政府に条約に向き合い署名させるため参加者は、ほとばしる汗をぬぐいながら一歩一歩行進しました。

北九州地区労連 第35回定期大会の お知らせ！

開催日 2023年9月17（日）
13時開会

場所 小倉北区ムーブ
5F 第セミナー室

議題 2022年度経過報告
財政議案 新役員選出
2023年度運動方針（案）

役員、代議員の出席をよろしくお
願いたします。



雨あがり

8月6日広島平和公園での平和記念式典をテレビで見ました。松井広島市長は、「核による威嚇を行う為政者がいるという現実を踏まえるならば、世界中の指導者は、核抑止論は破綻していることを直視しなければならぬ。平和な世界の実現に向け、核抑止論から脱却が重要」と話されていました。長崎からも同様のことが発信されました。先に行われた広島G7サミットでは、核兵器のない世界の実現が究極の目標としながら、「各国は核兵器が存在する限り、防衛目的に役立てるべき」と、目標に逆行する政策を示しています。世界中の指導者は、広島・長崎の発信を重く受け止めるべきと強く感じます。

毎日新聞に「東京の児童達が岸田首相に手紙を書いた」という記事が載っていました。

児童たちは、「なぜ防衛費を上げるのですか？」「なぜ自衛隊が国を守る以外に攻めてもいいのかというルールになったのですか？」「平和は、いろいろな意見を聞かなければなりません。なので沖繩の声も聞いて下さい。」などに、岸田首相からの返事・回答はなかったそうです。岸田首相、子供たちにきちんと返事が出せるよう、日本の平和、世界の平和の実現に向けた政策に転換しましょう。まだ、遅くはありませんよ（川）。

平和の波行動・原爆・ハネル展・反核マラソン

【核兵器のない平和で公正な

世界のために】

8月6日広島・長崎被ばく78年を迎え、核兵器廃絶のメッセージを世界に発信しようとして「平和の波」行動が提起され、小倉駅で11時から「核兵器禁止条約批准のための」署名・宣伝行動が取り組まれました。

原水爆禁止世界大会が8月4日から9日まで被爆地広島と長崎で開催されました。

世界大会と「平和の波」の間、オーストリアの首都ウィーンで、2026年NPT(核不拡散条約)再検討会議の第一回準備委員会が開催されます。NPTは、核を持たない国に対して核兵器の開発や保有を禁止するとともに、5つの核大国(米・露・英・仏・中)に対しても、第6条で核軍備撤廃の交渉義務を課しています。

核大国は、これまで再検討会議で、自国の核軍備の完全廃絶や「核兵器のない世界」の実現など約束しました。

参加者は、日本の政府は唯一の戦争被爆国でありながら、「核兵器禁止条約」に背を向けている。市民一人一人の署名で世論を大きくして岸田政権に批准を迫りましょう、と訴えま



【原爆被害をパネルで訴え】

8月6日の午後は、平和をあらためない北九州ネットが14時から原爆パネルの展示を行いました。午前の平和の波行動に続き「核兵器禁止条約」を世界で大きな流れにするため、市民の力で世論を動かしましょうと「署名」にも取り組みました。

ロシアの核兵器使用の危険性が高まっている今だからこそ、核兵器廃絶の声を大きく広げることが重要です。

ロシアは、5月25日にベラルーシへの戦術核兵器配備に関する文書に調印し、配備を具

体化しようとしています。ベラルーシに配備される戦術核は、戦場での使用を念頭に置いた射程の短い核兵器と伝えられています。

一方、G7首脳広島ビジョンでは米国や日本は核軍縮・核廃絶への道筋を全く示せず、引き続き核には核で対抗する核抑止に固執しています。

このままでは、核保有国の身勝手な論理で核戦争が勃発しかねません。

参加者の訴えや被ばくパネルに足を止めた多くの市民が署名をしてくださいました。



【8月広島から長崎へ平和のため駆けつける】

8月6日に、広島から長崎を目指す、第39回反核平和マラソンが今年も取り組まれました。

8月7日には、門司から福岡市を目指し、北九州市職労からも4人が猛暑の中、平和への願いを胸に門司区役所から八幡東区役所まで走りました。

ロシアが核兵器使用を口にし、威嚇しながらウクライナに侵攻し、日本でも「非核3原則を見直し、各共有の議論を」政策に掲げる政党まで現れています。

核兵器は非人道兵器であり、原爆被爆者の方々は、家族の無残な死と共に原爆症による耐え難い苦しみを受けられました。

核兵器は悪魔の兵器であり、二度と使用させてはいけません。

2021年8月の世論調査では、71%の国民が「核兵器禁止条約に日本も参加するべき」と応えています。

北九州地区労連は引き続き、様々な平和運動に取り組ま

す。平和への願いをこめ、みなさんも一緒に参加してください。



憲法共同センター 定例宣伝行動

【平和が危ない】

8月5日、憲法共同センターは、小倉駅で「平和憲法を守る」の定例宣伝行動を行いました。

昨年末にタレントのタモリさんが、2023年は「新しい戦前になるんじゃないですかね」と発言したことが大きな話題になりました。6月21日に閉会した2023年通常国会は、まさに戦前を彷彿させるような異常な国会となりました。

第一は、昨年12月16日に国会審議にも付さずに憲法違反の「安保3文書」が閣議決定され、その具体化法が強行され、その欠陥だらけの悪法を自公維国が数の力で成立させる翼賛国会でした。

そして、軍拡財源法や軍需産業支援法など戦時体制の復活、政府が原発産業やデジタル産業などの利益拡大を支援する「富国強兵」再来の経済対策が強められています。

【人権を守らない岸田政権】

人権を守る立場から見ると、多数派の許容範囲でしか少数派の人権を認めないLGBT法、外国人の人権を侵害する入管法は、国民の権利を政府（権力者）の認める範囲内でしか許

さず、植民地への差別・排斥を合理化した戦前の大日本国憲法下の日本へと逆戻りしています。

また軍需産業支援法には秘密漏洩に対する刑事罰が盛り込まれました。戦前の治安維持法、軍機保護法の復活です。

戦争準備では、3月16日に石垣島駐屯地を開設し、6月19日には佐賀空港西側に駐屯地建設工事のための土砂搬入を開始するなど、各地の弾薬庫に敵基地攻撃ミサイルの配備をすすめています。

戦前は、主権は天皇（絶対的天皇制という国家）にあり、個人の尊厳や人権は国家により制限されていました。戦後の日本国憲法に保障された国民主権やいのちと人権、個人の尊厳を蔑ろにした悪法の数々の強行は、まさに帝国議会の再現でした。国会法第51条に基づく公聴会を軽視し、法案の根幹的欠陥が明らかになったマイナンバー法改悪などの強行は、議会制民主主義を踏みこじるものです。

【核戦争を想定した日米訓練】

自公維国による悪政連合・翼賛国会による「新しい戦前」の推進を許さないためには、憲法

を守らせる国民的運動の強化が求められています。

岸田政権はロシアのウクライナ侵略や「中国の軍事動向への懸念」、「北朝鮮の脅威」を理由に、防衛力を抜本的に強化しています。南西諸島に「駐屯地」という名の他国攻撃基地、「弾薬庫」という名の敵基地攻撃ミサイルの配備を強引にすすめ、さらに全国に配備することを計画しています。沖縄には、米空軍が核攻撃能力を保有する戦闘機・F15Eストライクイーグルを配備し、配備前に本土で核投下試験を行っていたことも判明しています。

一方で、岸田政権は「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」と言い変えるなど、憲法との矛盾を突かれることを恐れてもいます。防衛省が公表した「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」というパンフレットの「Q&A」には、「特定の国や地域を脅威とみなしているわけではありません」と書かれています。「安保3文書」で特定の国への懸念や脅威に言及しながら、平然とウソを書くことに欺瞞があらわれています。

【軍隊は国民を守らない】

戦争体制は、国家のウソと国民統制によってすすめられたというのが歴史の教訓です。特定秘密保護法、重要土地利用規

制法、テロ特措法が発動されれば、戦時統制体制の再来を警戒しなければなりません。国民のいのちを守る言いながら、国民ではなく自衛隊員を守るための地下シェルター設置、国民ではなく自衛隊員のための血液製剤の準備を計画しています。国民には避難計画をつくる言いながら、その計画には現実性がありません。「軍隊は国民を守らない」というのが、沖縄戦の教訓です。

日本が急速に軍拡と戦時体制をすすめる背景には、ウクライナ戦争がこれまでにない戦争となっていることがありま

す。発端はNATOの東方拡大、ウクライナなどが西洋型の資本主義に取り込まれることを恐れたプーチンによる侵略でした。しかし、現在は、多国籍企業の利益追求と一体になった「制裁」、欧米とロシア・中国の軍産複合体の強化・拡大の利害が組み合わさった構図になっています。

日本国憲法は、紛争解決のための戦争や武力による威嚇や行使を放棄しています。国の交戦権も認めていません。その国がどうしてNATOと軍事同盟を結び戦争体制を強化していくのか、本当に許されません。

ロシアの核兵器使用の危険

性が高まっているからこそ、核兵器廃絶の国際世論をひろげ、唯一の被爆国である日本が「核兵器禁止条約」を批准し、平和憲法に基き世論の力で平和を守るためにも「署名に協力を」と訴え、多くの市民に署名をいただきました。



労働法コラム 第101回

雇用の平等②



黒崎合同法律事務所

三苫 和喜 弁護士

昨年12月の私の担当回で、雇用の平等①として性別による差別の禁止についてまとめました。今回は、性別による差別以外の差別(年齢差別・障害者差別)について考えてみたいと思います。

労組同社を年齢によって差別しないという事は、日本における従来の慣行と矛盾する点も多くあります。日本においては、長期雇用を構成する定年制や、新卒採用、年功制といった慣行が存在し、年齢によって、昇進・昇給・雇用の終了といった場面が出てきます。そこで、現在は、募集・採用の局面においてのみ年齢による差別を禁止しています。事業主は、例外に当たる場合を除き、労働

者の募集及び採用について、その年齢にかかわらずなく均等な機会を与えなければならぬとされています。もっとも、前述の慣行の存在から、定年年齢未済であることを条件として募集・採用を行う場合(期間の定めのない労働契約に限る)、労基法等による制限のある場合、新卒採用などの場合、といった例外が定められています。

障害者差別については、障害者雇用促進法において、雇用における障害者差別が明文で禁止されています。もっとも、障害は、個人の職務遂行能力に支障を生じさせることも多いことから、障害のない人と同様に扱うことがかえって障害者の排除につながることも考えられます。そこで、合理的配慮の提供義務が定められています。

まず、障害者差別の対象となる人は、身体障害・知的障害・精神障害、その他の心身の機能の障害により、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者をいうとされます(障害者雇用促進法2条1項)。

禁止される差別の内容としては、労働者の募集及び採用については、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、といった点が挙げられています。もっとも、合理的配慮を提供し、労働能力等を適正に評価した結果としての異なる取り扱い、差別に当たらないとされます。

合理的配慮の提供義務については、募集・採用に際して求職者が申し出た場合は、障害者而非障害者の均等な機会の確保の支障となっていない事情を改善するための障害者の特性に配慮した必要な措置を提供しなければならぬとされています。また、募集・採用以外の局面では、申出がなくとも、事業主は障害者に対し、雇用する労働者の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置をとる義務を負うとされます。当然に、障害の種類や程度、障害者の意向、職務の内容によって、合理的な配慮の内容は変わってくるものです。また、事業主は、障害者の要望全てに応えなければならないわけではなく、職務遂行と無関係な合理的といえない配慮をする義務はありません。

このように、障害者の雇用については、障害者の特性に応じた合理的配慮を行いつつ、障害者でない労働者との差別をなくすということが求められています。

今回の私の担当回では、労働関係の成立の場面について考えてみたいと思います。

「第15回にこにこペースの平和マラソン」

猛暑の中、無事に完走!

5月21日に閉幕したG7広島サミットでは「核抑止」を全面的に正当化し、すでに世界の92カ国が署名し、国際法としての地位を確立している「核兵器禁止条約」を無視する姿勢をとりました。さらに、ロシアによるウクライナ侵略を非難しながら、G7諸国が軍事ブロツクの強化で対応することは、世界の分断をより深刻にし、軍事衝突の危機をさらに増大させるものです。今こそ核兵器禁止条約に批准して、「ただちに戦争を止めよ!」をアピールするために「第15回にこにこペースの平和マラソン」を取り組みました。

内の上空を炎と黒煙が覆い、翌、8月9日に原子爆弾を積んだ爆撃機が、小倉の上空に現れて原子爆弾を落とそうとしたが、厚い雲と黒煙に覆われて目標が定まらず、長崎に投下されました。

今年は猛暑のため、7月23日(日)に門司港駅に集合して参加者全員でまとまって行動しました。8時30分にランナー16人とニュースカー・給水車・救護車の3台がスタートしました。10時30分に勝山公園に到着して10分休憩して、12時に小伊藤山公園にゴールしました。小伊藤山公園では参加者全員に参加証が渡され、神田孝県連盟理事長のあいさつがあり、慰霊塔の前で集合写真を撮って散会しました。

この平和マラソンは、八幡駅前の「小伊藤山公園」のゴールを目指して、市内各地から「にこにこペースのランニング」や「ウォーク」で参加しようと呼びかけました。ゴールの「小伊藤山公園」は八幡大空襲の時、ここにあった防空壕に逃げ込んだ300人余りの市民が、防空壕の中で犠牲になりました。

1945年8月8日の八幡大空襲で、八幡の町は焼け野原になりました。しかし、八幡製鉄所には爆弾は落ちませんでした。市民を狙い撃ちにしたのです。爆弾で焼き尽くされた市



今回は、スタッフ5名とランナー8名の13名が参加しました。